

金融円滑化に対する当組合の取組状況について

青和信用組合

金融円滑化管理方針の概要

当組合は、地域に居住する人々が生き生きと交流する「地域社会」の利益最優先を唯一の行動方針に掲げ、全ての生活者の豊かな暮らしと、全ての事業者の繁栄を願い、創意と工夫を生かして、組合員や地域社会の負託に応え、適切な情報開示を行うとともに、金融アドバイス機能を発揮のもと金融の円滑化に取組んでおります。

その取組みに際しては、当組合の経営理念・経営方針等に則った、金融円滑化管理方針を定め、以下の管理態勢で全役職員が対応しております。

1. 理事・理事会の役割・責任

態勢の整備・確立
方針及び規程の策定 等

2. 金融円滑化管理責任者の役割・責任

進捗管理等の全般の統括 等

3. 金融円滑化管理統括部（営業推進部）の役割・責任

情報の集約及び問題点の把握・検証
進捗状況等の統括管理
申込み・相談・苦情への速やかな対応 等

4. 金融円滑化管理担当者の役割・責任

進捗状況等の管理
関係部室店との連携
研修計画の策定・実施 等

5. 金融円滑化に関する相談等窓口の設置

内容の記録・報告 等

6. 金融円滑化に対する取組状況の開示および当局への報告

7. 金融円滑化管理の実施

他の金融機関等の緊密な連携
取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組への支援
申込み・相談の対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明 等

貸付けの条件の変更等の 申込みに対する方針

1. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

2. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

3. 貸付条件の変更等の申込み・相談等の対応を円滑に実施するための態勢整備について

4. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

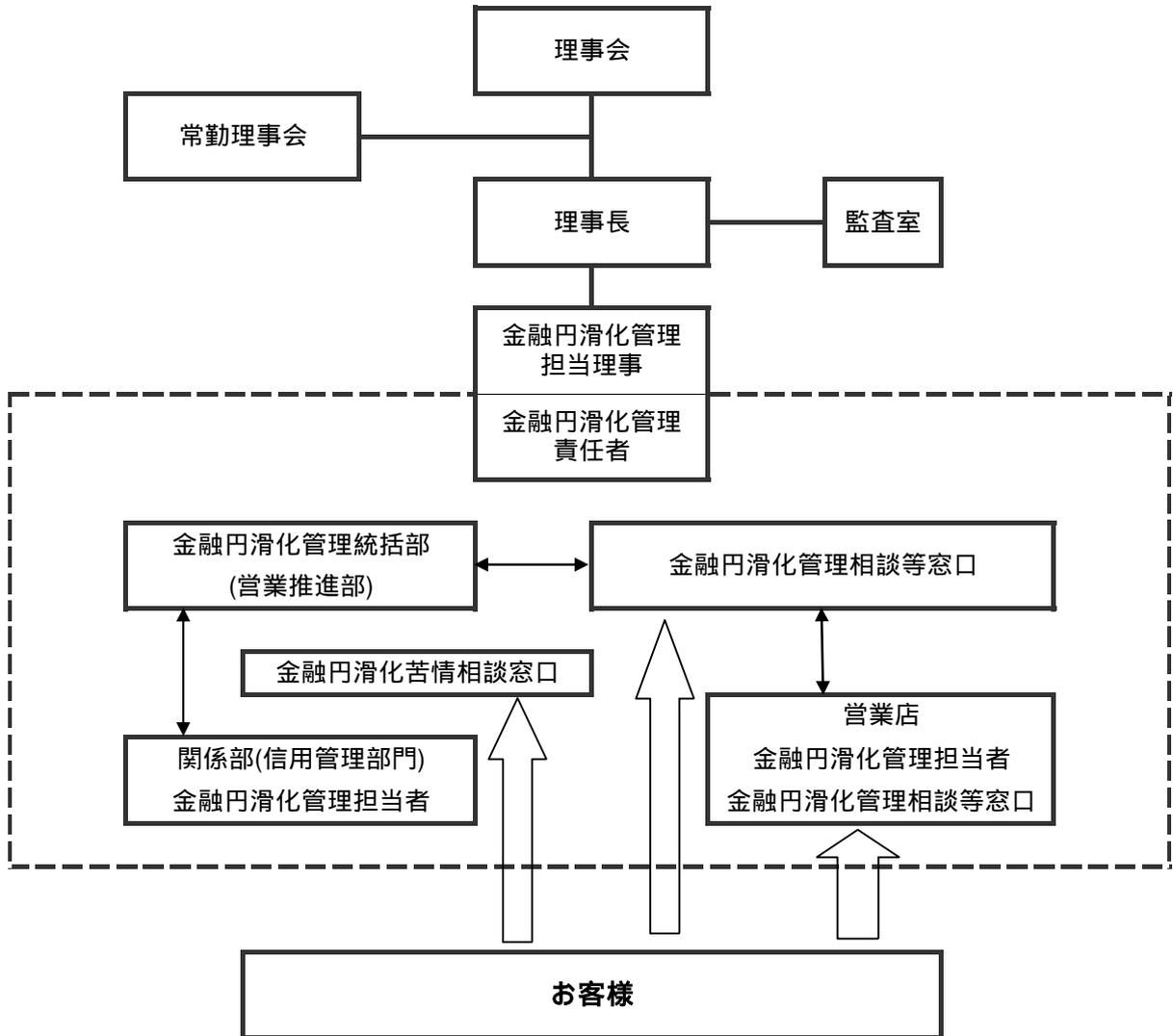
5. お客様への説明態勢の充実について

6. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

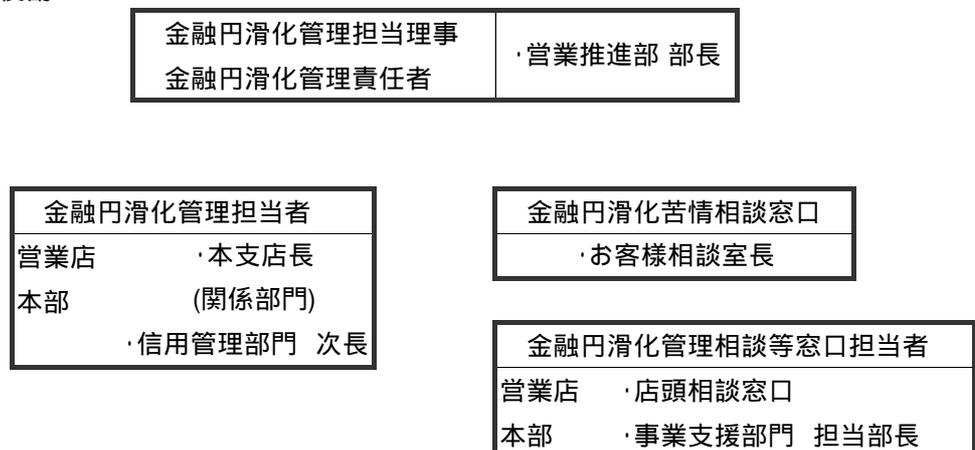
金融円滑化管理に係る体制

金融円滑化管理態勢に係る当組合の組織体制図

1. 金融円滑化組織体制



2. 金融円滑化担当役割



・金融円滑化管理方針

貸付条件の変更等の申込みに対する方針 (金融円滑化のための基本方針)

1. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響(状況)等により、ご返済が困難となった場合には、当組合の各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

3. 貸付条件の変更等の申込み・相談等の対応を円滑に実施するための態勢整備について

当組合は、上記1、2の取組みを円滑に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- (1) 「金融円滑化管理責任者」等を任命し、貸付条件の変更等の申込みやご相談体制を一層充実強化させてまいります。
- (2) 「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規程」を制定し、全職員に対して周知徹底を図ると共に、お客様の立場に立って真摯に取り組んでまいります。
- (3) 営業担当者または各営業店の店頭相談窓口において、お客様のご相談・ご要望に応じた迅速な対応に努めてまいります。
- (4) 本部専門部署(営業推進部・事業先支援部門)による経営相談・経営改善などのサポート体制を構築しております。
- (5) お借入れ条件の変更等に関する苦情・相談窓口を設置しております。

お客様相談室 専用電話番号 0120-414-493
お問い合わせ時間 平日9時～17時

4. 他金融機関との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他の金融機関等の中で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

以上

金融円滑化管理方針

1. 金融円滑化管理の目的

金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なリスク管理の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持、業務の健全性及び適切性を確保することを目的とする。

2. 金融円滑化管理態勢

(1) 理事、理事会の役割・責任

理事長は、当組合の金融円滑化管理態勢を統括して、金融円滑化管理に係る基本的事項及び必要事項を組合内に周知する。

理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進する。

金融円滑化管理担当理事は、理事会の議決に基づき、金融円滑化管理態勢の整備及び充実・強化にあたる。

(2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任

金融円滑化管理統括部（営業推進部）に金融円滑化管理責任者を配置する。

関係部署における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有する。

金融円滑化管理規程、金融円滑化マニュアルの策定・見直し等金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案する。

研修等により金融円滑化管理の重要性及び遵守すべき法令、内部規程等を関係部室店の職員に周知させる。

金融円滑化管理態勢上の問題点については、適時・適切に常勤理事会に報告する。

金融円滑化に対する取組状況に関する書類の開示及び監督当局に対する報告書類について管理する。

(3) 金融円滑化管理統括部（営業推進部）の役割・責任

金融円滑化管理の統括部署として、金融円滑化管理統括部（営業推進部）を設置する。

関係部室店の金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたる。

金融円滑化管理のため、関係部室店に対して必要な情報収集をするとともに、適時、必要な指示をする。

金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査及び回答について、速やかな対応に努める。

金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理する。

金融円滑化に対する取組状況に関する書類及び報告書類を作成し、保存・管理する。

(4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任

本部（業務管理部：信用管理部門）及び営業店に金融円滑化管理担当者を配置する。

金融円滑化管理統括部（営業推進部）と連携し、所属部室店における金融円滑化

態勢の推進等について責任を有する。

金融円滑化管理統括部（営業推進部）の指示に基づき所属部室店における金融円滑化管理に係る研修計画を策定し、実施する。

所属部室店における金融円滑化管理に関する法令等の遵守状況や金融円滑化管理態勢上の問題点を把握し、金融円滑化管理統括部（営業推進部）に報告する。

（５）金融円滑化に関する相談等窓口の設置

本部（営業推進部：事業先支援部門）及び営業店に金融円滑化に関する相談等窓口を設置する。

金融円滑化に関する相談等窓口の担当者は、顧客からの相談等の内容を所定の管理簿にて記録し、毎月末、金融円滑化管理統括部（営業推進部）に報告する。なお、苦情については、随時、所定の方法により報告する。

3．金融円滑化に対する取組状況に関する書類の開示及び当局への報告

貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況を半期毎に開示・報告する。

4．金融円滑化管理の実施

（１）中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めると共に、研修会等により、中小企業者の事業価値を適切に見極められる様に能力の向上に努める。

（２）中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努める。

（３）他の金融機関から借入を行っている債務者から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅金融支援機構、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努める。

（４）取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みへの支援については、当該企業の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資するものであることから、取引先企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに努める。

（５）中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対する対応の進捗状況の把握や貸付け条件変更等を行った顧客の経営状況に関する期中管理に努める。

（６）顧客からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、顧客とのこれまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めることとし、融資謝絶時の対応も同様とする。また、顧客のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努める。

以上

貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

当組合は、中小企業者及び個人のお客様から、貸付けの条件の変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付けの条件を変更させていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しております。

また、その対応状況を適切に把握するため、以下のとおり体制を整備しております。

・相談・申込み受付体制の整備

(1) 当組合は、次のお客様からの相談・申込みに対応するため、各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設置しております。

受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等により、ご返済が困難となった中小企業者のお客様

業績悪化などによる給与・ボーナスの減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった住宅資金借入者のお客様

(2) お客様の利便性向上のため、本部に「お客様相談室」を設置しております。

【金融円滑化に関する相談等窓口の概要】

区分	責任者・担当者	役割
本部	関係部室長	相談申込書の記載事項の点検 金融円滑化管理統括部への報告
	関係部室職員	相談・申込対応（内容記録） 関係部室長への報告
各営業店	営業店長	相談申込書の記載事項の点検 金融円滑化管理統括部への報告
	営業店職員	相談・申込案件の情報収集 相談・申込対応（内容記録） 営業店長への報告

・貸付けの条件の変更等に係る案件管理体制の整備

貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握・管理するため、本部関係部室及び各営業店に金融円滑化管理の担当理事、責任者及び担当者を配置しております。

区分	担当理事・責任者・担当者	役割
本部	金融円滑化管理担当理事	金融円滑化管理態勢の整備・充実
	営業推進部長 (金融円滑化管理責任者)	金融円滑化の進捗管理等の全般の統括 理事会等への報告
	営業推進部 (金融円滑化管理統括部)	金融円滑化に係る情報の集約及び問題点の把握・検証 進捗状況等の統括管理 関係部室・各営業店の金融円滑化管理担当者との連携及び 同担当者等への支援 金融円滑化に関する相談等に対する検討・審査、回答 金融円滑化に対する取組状況に関する書類の開示・報告 開示・報告書類の作成及び管理
	関係部室の役席者 (金融円滑化管理担当者)	所管業務における金融円滑化の進捗状況等の管理 関係部室店との連携 他金融機関等の連携
各営業店	営業店長 (金融円滑化管理担当者)	自店における金融円滑化の進捗状況等の管理 関係部室・各営業店との連携 他金融機関等の連携 経営改善計画の策定支援

1. 相談・申込みに対する管理

(1) 本部及び各営業店の担当者は、お客様からお伺いした相談及び希望される貸付けの条件の変更等の内容、申込みに至る経緯、他金融機関を含めた借入状況等を記録しております。

また、金融円滑化管理担当者及び金融円滑化管理統括部は、その記録の内容に不備がないか確認しております。

(2) 本部及び各営業店の金融円滑化管理担当者は、貸付けの条件の変更等に関する相談・申込みに対し、迅速な検討・回答を行うため、営業推進部(金融円滑化管理統括部)に貸付けの条件の変更等に係る情報を報告しております。

(3) 営業推進部(金融円滑化管理統括部)は、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに対する対応・進捗状況等を一元的に把握・管理しております。

また、関係各部室において、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに係る情報を共有化しております。

(4) 本部及び各営業店の担当者は、貸付けの条件の変更等に関する相談・申込みに対し、誠実に対応するため、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、図面や例示等を用いて適切かつ丁寧に説明しております。

(5) 受付けた申込みの進捗状況が著しく長期化している等による問題の発生又は発生するおそれがある場合には、金融円滑化管理担当者が直ちに調査を行い、原因を確認しております。

また、営業推進部（金融円滑化管理統括部）は、再発防止策等を検討・策定し、本部及び各営業店の金融円滑化管理担当者を通じて、対応・改善の監督・指導を行っております。

(6) 本部及び各営業店の担当者は、中小企業者のお客様が条件変更対応保証制度の利用を希望する場合には、事業の改善又は再生の可能性を説明する文書を作成し、信用保証協会に交付しております。

(7) 本部及び各営業店の担当者は、中小企業のお客様に対し、経営改善計画の策定支援及び見直しの相談を行っております。

2. 審査中、取下げ、謝絶、実行に対する管理

(1) 貸付けの条件の変更等に関する申込み及び審査において、お客様の実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付の条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか金融円滑化管理担当者が確認しております。

(2) 営業推進部（金融円滑化管理統括部）は、貸付けの条件の変更等に関する申込みの審査において、迅速な回答が困難になった場合には、速やかに金融円滑化管理担当者に報告し、その理由をお客様に説明しております。

(3) お客様が貸付けの条件の変更等の申込みを取り下げる場合には、その意思を確認させていただき「貸付条件変更等申込みの取下げ申出書」を提出していただいております。

また、「貸付条件変更等申込みの取下げ申出書」は、金融円滑化管理担当者が確認のうえ、金融円滑化管理統括部に報告しております。

(4) 貸付の条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係やお客様の知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由をできる限り速やかに、かつ、丁寧に説明しております。

また、謝絶に至った理由及びその説明時の状況を可能な限り具体的に記録しております。

(5) 貸付けの条件の変更等の申込みを実施する場合には、その審査結果をお客様へ伝え、速やかに所定の手続きを行っております。

(6) 営業推進部（金融円滑化管理統括部）は、貸付けの条件の変更等の申込みに係る審査中、取り下げ、謝絶、実行の事項について、それぞれの貸付けの債権額及び件数の集計・管理を行っております。

3. 記録の保存、役員等への報告、研修に対する管理

(1) 貸出条件の変更等の相談・申込みに係る記録の書類は、業務管理部（信用管理部門）が適切に管理、保存しております。

(2) 金融円滑化に対する取組状況に関する書類の開示及び監督当局に対する報告書類は、営業推進部（金融円滑化管理統括部）が適正に作成及び管理しております。

(3) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、関係部室及び各営業店において、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに適切に対応するため、営業推進部（金融円滑化管

理統括部)からの対応状況・問題点に関する報告を取り纏め、定期的又は必要に応じて随時、理事会等に報告しております。

但し、経営に重大に影響を与えるおそれがある場合又は、お客様の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに理事会に報告しております。

- (4) 理事会は、貸付けの条件の変更等の相談・申込みの対応状況・問題点に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しております。
- (5) 営業推進部(金融円滑化管理統括部)は、貸付けの条件の変更等の申込みに対する適切な対応を監督・指導するため、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理に関する研修計画を立案し、直接又は金融円滑化管理担当者を通じて、役職員に対し研修を実施し、周知徹底を行っております。

4. 他金融機関等との連携に対する管理

- (1) 他の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、営業店が守秘義務に留意し、お客様からの同意された範囲内で、個別の申込み案件毎に、当該金融機関等間で相互に貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を適正に行っております。
- (2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた他の金融機関から当該申込みを行ったお客様からの貸付けの条件の変更等に係る情報について照会を受けた場合には、営業店が守秘義務に留意し、お客様の同意された範囲内で、個別の申込みに係る事項に限り、これに応じております。
- (3) 貸付けの条件の変更等に係る他金融機関との情報の確認内容の記録書類については、お客様とのトラブルを回避するため、営業店が適切に管理・保存しております。

以上

苦情相談を適切に行うための体制の概要

苦情相談受付体制の整備

貸付けの条件の変更等に関する苦情相談に対して誠実かつ適切に対応するため、当組合の各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設置し、以下のとおり体制を整備しております。

【貸付けの条件の変更等に関する苦情相談窓口の概要】

区分	責任者・担当者	役割
本部	関係部室長	条件変更苦情相談受付管理簿の記載事項の点検 金融円滑化管理統括部への報告 お客様の利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある事案に対する関係部室・各営業店との協議 再発防止策等の周知、指導
	関係部室職員	相談・申込みに係る苦情相談の対応（内容記録） 関係部室長への報告
各営業店	営業店長	条件変更苦情相談受付管理簿の記載事項の点検 金融円滑化管理統括部への報告 お客様の利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある事案に対する関係部室・各営業店との協議 再発防止策等の周知、指導
	営業店職員	相談・申込みに係る苦情相談の対応（内容記録） 営業店長への報告

- (1) お客様からの苦情相談をお受けするため、当組合の本部に専用のフリーダイヤルを設置しております。
- (2) 本部及び各営業店の担当者は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談を受付けた場合には、条件変更苦情相談受付管理簿に苦情相談の内容を記録しております。
- (3) 関係部室長及び各営業店長は、条件変更苦情相談受付管理簿を毎営業日点検し、営業推進（金融円滑化管理統括部）に報告しております。
- (4) 条件変更苦情相談受付管理簿は業務管理部（信用管理部門）において、適切に管理・保存しております。
- (5) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、本部及び各営業店において、誠実かつ適切に苦情相談を解決するため、営業推進部（金融円滑化管理統括部）からの対応状況及び再発防止策等に関する報告を取り纏め、定期的又は必要に応じて随時、理事会等に報告しております。但し、お客様の利益を著しく害するおそれがある場合、又は、法令等に違反するおそれがある事案については、営業推進部（金融円滑化管理統括部）及びコンプライアンス責任者と協議し、速やかに理事会に報告しております。
- (6) 理事会は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談の対応状況及び再発防止策等に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて金融円滑化管理担当理事及び責任者に

体制の見直し等を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しております。

- (7) 金融円滑化管理責任者及び営業推進部（金融円滑化管理統括部）は、申出があった苦情相談について、関係部室及び各営業店と協力して問題の解決に努めております。
- (8) 営業推進部（金融円滑化管理統括部）は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談に対して、誠実かつ適切な対応及び再発防止について監督・指導するため、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理に関する研修計画を立案し、直接又は金融円滑化管理担当者を通じて、役職員に対し研修を実施し、周知徹底を行っております。

以上

債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置（貸付けの条件の変更等）をとった後において改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合は、貸付けの条件の変更等を行った中小企業者のお客様の経営改善計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営改善計画の見直しの支援及び経営相談・指導等によるコンサルティング機能（各分野の専門家との連携を含む）の発揮など、当組合の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでおります。

また、他金融機関、地域経済活性化支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携による再生手法を活用するため、以下のとおり体制を整備しております。

区分	責任者・担当者	役割
本部	営業推進部長 (金融円滑化管理責任者)	経営改善計画の見直しの策定支援及び進捗状況等の全般の統括 経営相談、経営指導の対応状況の統括
	営業推進部 (金融円滑化管理統括部)	経営改善計画の見直しの策定支援 関係部室・各営業店との連携 他金融機関等の連携 経営改善・事業再生支援の取組み
各営業店	営業店長 (金融円滑化管理担当者)	経営改善計画の見直しの策定支援及び進捗管理 経営相談、経営指導の対応 関係部室・各営業店との連携 営業推進部（金融円滑化管理統括部）への報告
	営業店職員	経営改善計画の見直しの策定支援及び進捗管理 経営相談、経営指導の対応 営業店長への報告

- (1) 営業推進部（事業先支援部門）と各営業店が連携して、実現性の高い経営改善計画の策定支援とその後のフォローアップを行っております。
- (2) 営業推進部（事業先支援部門）と各営業店が連携して、中小企業再生支援協議会等や外部コンサルタントを活用し経営改善・事業再生支援の取組みを行っております。
- (3) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、関係部室及び各営業店において、経営改善・再生支援が適切に行われるため、営業推進部（金融円滑化管理統括部）からの対応状況・問題点に関する報告を取り纏め、定期的又は必要に応じて随時、理事会等に報告しております。但し、経営に重大な影響を与えるおそれがある場合又は、顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに理事会に報告し、周知徹底を行っております。
- (4) 理事会は、経営改善・再生支援の対応状況・問題点に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しております。

(5) 営業推進部 (事業先支援部門) は、経営改善相談及び再生支援が適切に行われるため、定期的又は必要に応じて随時、研修計画を立案し、直接又は各分野の専門家を通じて、役職員に対し、目利き能力の向上等を図るために研修を実施し、周知徹底を行っております。

以上

中小企業等金融円滑化法に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	181	2,553	4,239	5,943	7,971	10,564	11,615	13,753	15,298	16,928	18,496	20,358	21,360	23,196	23,196	23,196
うち、実行に係る貸付債権の額	103	2,043	3,769	5,431	7,742	9,893	11,324	12,787	14,445	16,044	17,763	19,759	20,867	22,456	22,789	22,789
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	67	67	206	206	206	256	256	256	256	256	256
うち、審査中の貸付債権の額	78	507	384	415	107	468	86	622	508	540	339	205	86	332	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	2	86	96	122	135	137	137	137	137	137	137	150	150	150	150

法施行日（平成21年12月4日）から平成25年3月末までの間に申込みを受けた貸付債権の累計であり、平成25年4月以降に申込みを受けた貸付債権は含まれておりません。

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	42	258	425	590	701	834	941	1,089	1,203	1,346	1,448	1,550	1,643	1,775	1,775	1,775
うち、実行に係る貸付債権の数	21	207	369	535	681	784	921	1,044	1,160	1,285	1,409	1,507	1,602	1,718	1,748	1,748
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	1	1	3	3	3	6	6	6	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	21	49	49	46	7	34	3	26	24	42	17	21	14	30	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	7	9	13	15	16	16	16	16	16	16	21	21	21	21

法施行日（平成21年12月4日）から平成25年3月末までの間に申込みを受けた貸付債権の累計であり、平成25年4月以降に申込みを受けた貸付債権は含まれておりません。

中小企業等金融円滑化法に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	70	418	557	718	864	981	1,043	1,143	1,284	1,368	1,395	1,511	1,588	1,709	1,709	1,709
うち、実行に係る貸付債権の額	21	264	454	615	793	899	933	1,064	1,205	1,290	1,316	1,368	1,509	1,622	1,631	1,631
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	13	13	13	37	38	47	47	47	47	47	47	47	47	47
うち、審査中の貸付債権の額	48	154	62	63	30	17	44	0	0	0	0	64	0	8	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	26	26	26	26	26	30	30	30	30	30	30	30	30	30

法施行日（平成21年12月4日）から平成25年3月末までの間に申込みを受けた貸付債権の累計であり、平成25年4月以降に申込みを受けた貸付債権は含まれておりません。

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位：件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	6	32	41	53	62	70	75	83	89	95	98	104	107	116	116	116
うち、実行に係る貸付債権の数	2	21	36	45	57	65	69	77	83	89	92	95	101	109	110	110
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	2	2	2	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4
うち、審査中の貸付債権の数	4	11	2	5	2	1	2	0	0	0	0	3	0	1	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2

法施行日（平成21年12月4日）から平成25年3月末までの間に申込みを受けた貸付債権の累計であり、平成25年4月以降に申込みを受けた貸付債権は含まれておりません。

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の状況

青和信用組合

平成26年3月末現在

(「額」の単位：百万円、「数」の単位：件)

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	23,196	25,516	27,264	28,578	30,401
うち、実行に係る貸付債権の額	22,456	24,484	26,244	27,718	29,361
うち、謝絶に係る貸付債権の額	256	256	256	256	256
うち、審査中の貸付債権の額	332	621	609	449	628
うち、取下げに係る貸付債権の額	150	153	153	153	153

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者である場合〕

	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,775	1,921	2,055	2,169	2,299
うち、実行に係る貸付債権の数	1,718	1,869	2,004	2,107	2,206
うち、謝絶に係る貸付債権の数	6	6	6	6	6
うち、審査中の貸付債権の数	30	23	22	33	64
うち、取下げに係る貸付債権の数	21	23	23	23	23

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,709	1,798	1,843	1,971	2,174
うち、実行に係る貸付債権の額	1,622	1,710	1,746	1,886	2,011
うち、謝絶に係る貸付債権の額	47	47	47	47	106
うち、審査中の貸付債権の額	8	9	17	5	25
うち、取下げに係る貸付債権の額	30	30	30	30	30

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	116	123	126	131	143
うち、実行に係る貸付債権の数	109	115	119	122	133
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	4	4	4	6
うち、審査中の貸付債権の数	1	2	1	1	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	2	2	2	2

～ の各表は、平成21年12月4日以降に申込みを受けた貸付債権の累計です。